

進路の手引き

—子どもたちの豊かな生活を願って—



愛知県立ひいらぎ特別支援学校



※進路説明会等でも使用します。
3年間大切に保管してください。

目 次

1	進路指導で大切にしたいこと	1
2	各段階における進路指導及びキャリア教育	1 - 3
3	進路関係の主な行事	4 - 5
4	校内実習について（高等部 1、2 年生）	6
5	産業現場等における実習	7
6	産業現場等における実習後の進路先決定までの流れ	8
7	福祉施設の検索方法【WAM NET の利用】	9
8	施設紹介	10 - 14
9	各市町の主な相談支援事業所一覧	15
10	障害福祉サービス	16 - 17
11	障害年金	18
12	就労支援施設	19
13	就労に関する支援機関	20 - 21
14	就労に関する支援制度	22

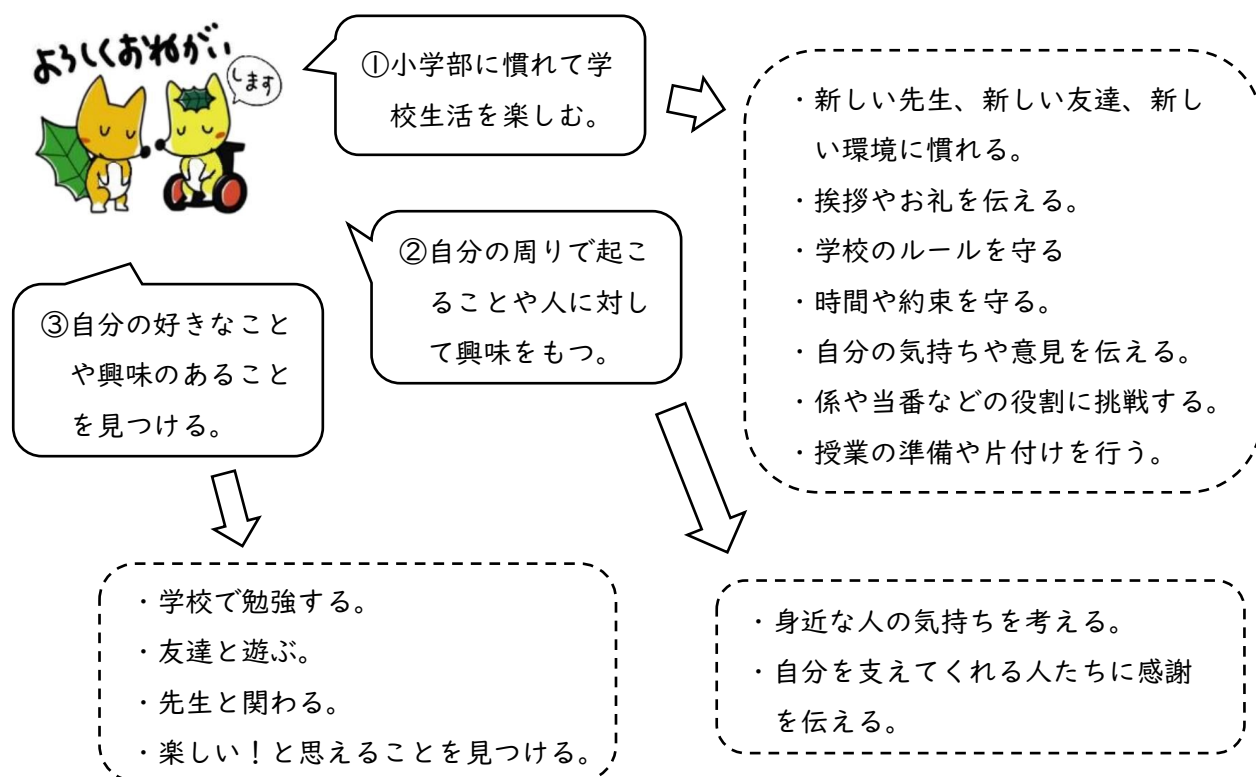
Ⅰ 進路指導で大切にしたいこと

本校小学部入学後は、中学部、高等部と進学する生徒が多いですが、在学中に地元の中学校へ転学したり一般の高等学校に進学したりする生徒もいます。また、高等部卒業後は大学進学、一般就労、障害福祉サービス（生活介護、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援B型等）の利用など進路先は多岐に渡ります。加えて、中学部や高等部から入学する生徒もいます。そのため、一人ひとりの実態や希望に応じて進路選択ができるように、本人や保護者と十分に情報共有を行い、ともに良い進路選択ができるように進めます。心配なこと、知りたい情報等あればいつでも相談してください。

次項で、進路指導及びキャリア教育について各発達段階でのねらいについて記します（「キャリア教育の手引き、文部科学省」を参考に作成）。御家庭との連携が大切となりますので、御家庭でも意識していただけると、子どもたちの「生きる力」につながると思います。

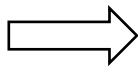
２ 各段階における進路指導及びキャリア教育

（Ⅰ）小学部（低学年）でのねらい



(2) 小学部（中学年）のねらい

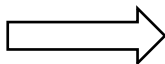
①友達と協力して一緒に活動する。



- ・ 集団の中で、友達の気持ちや考えを感じたり受け止めたりして、協力して過ごす。



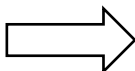
②自分の持ち味を発揮し、役割を自覚する。



- ・ 日直や係、授業内の役割に責任ややりがいをもつ。
- ・ 最後までやり遂げる姿勢をもつ。
- ・ 人から認められる経験を得られるようにする。
- ・ 自分の良いところを見つけて伸ばす。
- ・ 友達の良いところを認めて伝える。

(3) 小学部（高学年）のねらい

①挑戦する、やりぬく、夢をもつ。



- ・ 小学部の先輩として、自分の役割や責任を自覚して行動する。
- ・ 自分には何ができるかを見つけて、人の役に立つこと、喜ぶことにチャレンジする。



②友達の個性を認めながら自分の個性を存分に発揮する。



- ・ 思いやりの気持ちを持ち、相手の立場になって考え、場に応じた態度で人と関わる。
- ・ 集団行動のルールを守ること、社会生活の中で必要な力を身に付ける。

(4) 中学部のねらい



①肯定的な自己理解をする。

- ・自分や他者の良さや個性を知り、尊重する。
- ・自分の得意なことを知る。

②勤労観や職業観を育んでいく。

- ・自分が何に興味や関心があるかを整理する。
- ・興味のある職業や働き方、過ごし方などを考える。

③卒業後の進路計画を立てていく。

④生き方や進路に関して現実的に検討していく。

- ・進路について、中学部から具体的に検討していく。
- ・障害福祉サービスについて、情報を集めたり見学したりする。

- ・自分に合った卒業後の進路先について知る。
就職・就労移行支援事業所・就労継続支援A、B、生活介護施設、入所施設。

(5) 高等部のねらい



①自分のことを深く知ること、自分のことを受け入れること。

- ・自分の性格や作業能力を知る。
- ・自分ができることとできないことを整理する。
- ・自分に必要な支援の量や配慮してほしいことを整理する。

②勤労観や職業観を育む。

③将来設計と社会的移行の準備をする。

④進路の現実の吟味と試行的参加をする。

- ・働くこと、社会の中で生活することを見据え、卒業後にどのような生き方をしたいかを考える。
- ・学校以外の人との関わりや仕事に触れて、卒業後の生活をイメージする。

- ・今の自分の体力や移動能力、作業能力、自分の得手不得手、必要な支援の種類や量など、自分を理解して受け止める。

- ・卒業してすぐの生活だけでなく、5年後、10年後と、将来どのような人生を送りたいか、そしてそのためには今何をすべきかを具体的に考える。

3 進路関係の主な行事

(1) 小学部

令和7年4月現在

月	第1学年	第2学年	第3学年
4月	進路に関する調査（保護者） 【本人・保護者の考えを確認します】		
9月	進路指導研修会（保護者） 【外部講師による研修会を行います】		
1月	障害福祉サービス事業所等を対象とした学校見学会 【各事業所の方を対象に、校内の様子を見学していただきます】		

月	第4学年	第5学年	第6学年
4月	進路に関する調査（保護者） 【本人・保護者の考えを確認します】		
6月		進路説明会（保護者） 【中学部の学習と生活についての話及び中学部の授業参観をします】	
9月	進路指導研修会（保護者） 【外部講師による研修会を行います】		
1月			中学部授業見学会（児童） 【中学部の様子を知るため、授業見学を行います】
	障害福祉サービス事業所等を対象とした学校見学会 【各事業所の方を対象に、校内の様子を見学していただきます】		

(2) 中学部

月	第1学年	第2学年	第3学年
4月	進路に関する調査（保護者） 【本人・保護者の考えを確認します】		
6月	進路説明会（保護者） 【中学部の進路指導、進路状況、進路選択等について説明します】		
9月	進路指導研修会（保護者） 【外部講師による研修会を行います】		
12月			進路説明会（保護者） 【高等部の学習及び中学部卒業後の進路について説明します】
1月	障害福祉サービス事業所等を対象とした学校見学会 【各事業所の方を対象に、校内の様子を見学していただきます】		
2月			高等部入学者選考、高校入試

(3) 高等部

月	第1学年	第2学年	第3学年
4月	進路希望調査（保護者） 【本人・保護者の考えを確認します】		
		進路相談会（保護者） 【産業現場等における実習や卒業後の生活について説明します】	必要に応じて臨時の実習
5月	部 懇 談（保護者） 【高等部の進路について説明します】		
6月	校内実習（Bスタディ1～3年、Cスタディ2年） 【卒業後の職業・社会生活に必要な能力や態度等について学習します】		
			産業現場等における実習 【進路先決定に向けて、実際に事業所等で実習をします】
7月	進路に関する出前講座 【教育課程A・Bの生徒を対象に、外部講師をお招きして進路選択に関するお話をさせていただきます】	進路説明会（保護者） 【産業現場等における実習について説明します】	
9月	進路指導研修会（保護者） 【外部講師による研修会を行います】		
10月	校内実習（Bスタディ1～3年） 【卒業後の職業・社会生活に必要な能力や態度等について学習します】		
		産業現場等における実習 【進路先決定に向けて、事業所等で実習をします】	必要に応じて臨時の実習
1月	校内実習（Cスタディ） 【卒業後の職業・社会生活に必要な能力や態度等について学習します】		
	障害福祉サービス事業所等を対象とした学校見学会 【各事業所の方を対象に、校内の様子を見学していただきます】		
2月	進路説明会（保護者） 【障害年金等について、外部講師が説明します】		
		進路相談会（保護者） 【産業現場等における実習や卒業後の生活について説明します】	
			部懇談（保護者） 【高等部の進路について説明します】

4 校内実習について（高等部）

(1) 目 的

- ・ 各自与えられた作業に取り組み、社会生活に必要な能力や態度を知り、進路に向けた適性や課題を明確にします。
- ・ さまざまな人の支援を受け入れ、A D L（日常生活動作）及び健康の維持・向上を図ることができるようになります。

(2) 期 間

教育課程 B【第 1 学年～第 3 学年】 年 2 回（6 月・10 月／各 5 日間）

教育課程 C【第 1 学年】 1 月（3 日間）

【第 2 学年】 6 月（3 日間）

(3) 場 所

教育課程 B【第 1 学年～第 3 学年】 作業学習で使用している教室

教育課程 C【第 1・2 学年】 各自の教室及び特別教室

(4) 活動内容

教育課程 B【第 1 学年～第 3 学年】

- ・ 作業学習の内容を中心に、生徒の実態に応じた自立課題などに取り組みます。

教育課程 C【第 1・2 学年】

- ・ 季節や学校行事に関連する学習、制作活動、生産活動など、生活単元学習の内容から選定して実施します。

(5) その他

- ・ 産業現場等における実習と同様に、実習日誌を用いて取組の様子や成果、課題などを記入します。日誌の内容をもとに、それぞれの生徒の課題や得意な点を整理し、今後の学校生活の中で、より適切な支援や指導が行えるよう活用していきます。

5 産業現場等における実習について

(1) 目的

- ・社会人として必要な態度や習慣、人間関係を育成し、自分の特性や課題を知る機会とします。
- ・実際に事業所や福祉施設の中に身をおくことにより就労の意義や自らの適性を理解し現実的な進路選択ができるようにします。
- ・保護者及び事業者等に対して、身体に障害を有する生徒の就労や社会参加についての理解や啓発を図ります。

(2) 期間

【高等部第2学年】

【高等部第3学年】

10月(1日～14日程度)

6月(1日～14日程度)

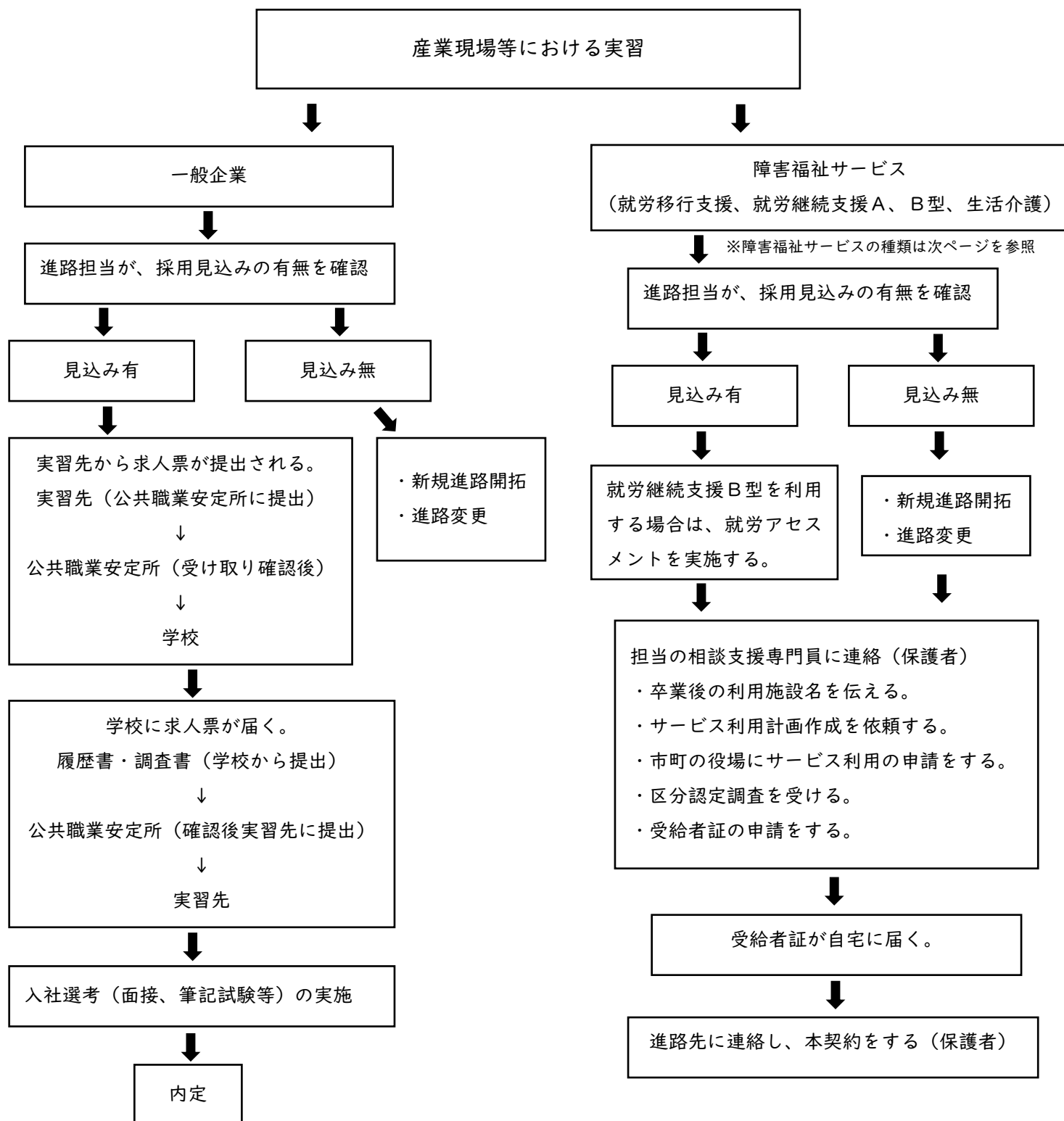
※実習先によって実習期間は異なります。民間企業であれば10日～14日程度に期間が設定されることがあります。就労継続支援B型事業所等であれば、基本的に5日間の実施となります。生活介護事業所の場合は、1日～3日程度に設定されることが多いです。参考にしてください。

※必要に応じて、上記の期間外においても実習を行います。

(3) 実施方法

- ・事前打ち合わせ
 - 生徒、保護者、教員(進路指導主事、担任等)と、実習に向けて実習先で打ち合わせを行います。
 - ・必要書類の提出(教員)
 - 「実習打ち合わせ内容」「実習生プロフィール(個別の教育支援計画 No.5、No6)」「産業現場等における実習について(警報時の対応等)」「実習評価表」を事前打ち合わせ時に実習先に提出します。
- ※書類によって、保護者に記入していただくものがあります。
- ・インターンシップ保険(保護者)
 - 基本的には当保険に加入していただき、万一のときの事故やけがに備えます。
 - ・実習日誌(保護者、生徒)
 - 家庭での様子や実習の振り返りのために作成します。
 - ・送迎
 - 保護者が行います。
 - ・巡回指導(教員)
 - 生徒の実態や実習先の状況に応じて、巡回指導の日時を決定します。
 - ・反省会
 - 生徒、保護者、教員(進路指導主事、担任等)と実習の振り返りをします。

6 産業現場等における実習後の進路先決定までの流れ（高等部第3学年）



※各市町で、手続きの流れや時期に違いがあります。進路先が決まった後に、担当の相談支援専門員と事業所利用までの流れを確認しておくで安心です。

7 福祉施設を検索するためのサイト「WAM NET」の利用方法

①「WAM NET」と検索する。



②「障害者福祉」の「障害福祉サービス等情報検索」をクリック。



③「愛知県」をクリック



④調べたい「市町」をクリック



④「サービス」や「地図」等から条件を指定して検索する。



WAMNETから得られる情報

- ・ 地域の事業所
- ・ サービス内容
(生活介護、就労系事業所、入所等)
- ・ 営業日、利用時間
- ・ 送迎の有無
- ・ 医療的ケアの有無
- ・ 生産活動の内容
- ・ 平均工賃 等

8 施設紹介(これまでに進路先として実習等を行ってきた施設)

市 町	施 設 等	TEL	実 施 事 業
半田市	メビウス	0569-20-7755	生活介護
	A W ひまわり	0569-47-5033	就労継続支援 B 型
	H N ひまわり	0569-23-3377	生活介護
	J J ヒマワリ	0569-27-8833	生活介護
			就労移行支援
	こもれび	0569-77-4055	生活介護
			就労継続支援 B 型
	つみき福祉工房 かりやど	080-3646-0162	生活介護
			就労移行支援
			就労継続支援 B 型
	デイサービスつみき福祉 工房	0569-23-3078	生活介護
	るいこん	0569-84-3412	生活介護
	きずな	0569-29-5111	就労移行支援
			就労継続支援 A 型
			就労継続支援 B 型
	第二瑞光の里	0569-26-5510	生活介護
	シャルール	0569-59-3737	就労継続支援 B 型
	アコード	0569-47-8739	就労継続支援 B 型
	アナザーメビウス	0569-20-7755	生活介護
	アートスクエア	0569-20-2577	生活介護
	WOOD LAND	0569-89-7617	就労継続支援 B 型
	オアシス	0569-24-3733	就労継続支援 B 型
	カジュアルハウス	0569-89-0662	就労継続支援 B 型
	ガーデン	0569-89-0685	就労継続支援 B 型
	すまいるずいこう	0569-84-8021	就労継続支援 B 型
	はなあかり	0569-28-5333	就労継続支援 B 型

半田市	JJ ひまわり	0569-27-8833	生活介護
	自分時間	090-6355-8859	生活介護
	じょいぼーむ	0569-84-4353	就労継続支援 B 型
	ジョブコラボ半田	0569-21-2031	就労継続支援 B 型
	つみき福祉工房かりやど	080-3646-0162	生活介護
	つみき福祉工房クッキー 工房 柊	080-620-9176	就労継続支援 B 型
	デイサービスセンター 第二瑞光の里	0569-26-2870	生活介護
	HN ひまわり	0569-89-0877	生活介護
	ハートフルセンター半田「匠」	0569-27-7171	就労継続支援 B 型
			生活介護
	ハートフルセンター半田「育」	0569-27-7775	生活介護
	ラスター	0569-26-1117	就労継続支援 B 型
	キッチンなのはな	0569-47-5615	就労継続支援 B 型
常滑市	デイセンターおおそ	0569-34-6585	生活介護
	ワークセンターかじま	0569-35-6659	就労継続支援 B 型
	ハピネスト	0569-89-0256	就労継続支援 B 型
	レインボーハウス	0569-89-7846	生活訓練
			就労継続支援 B 型
	就労移行支援ルーチェ	0569-47-9450	就労移行支援
	make+	0569-47-9230	生活介護
	Fellow	0569-84-7774	生活介護
大府市	あけび苑	0562-48-3023	生活介護
			就労継続支援 B 型
	就職トレーニングセンター	0562-85-6101	就労移行支援
	東あけび苑	0562-44-2522	生活介護
			就労継続支援 B 型

	障害者福祉施設 サンサン大府	0562-46-6260	就労継続支援 B 型
	たくと大府	0562-85-7103	生活介護
	かがやきテラス	070-4290-9591	生活介護
	生活介護ぱすてる	0562-48-0020	生活介護
	ひだまり	0562-44-0193	生活介護
東海市	さくら	052-603-8551	生活介護
	就労移行支援事業所 エール東海	0562-38-7563	就労移行支援
	あじさい	0562-34-9200	生活介護
	重度障がい者生活介護 FLAPPING	052-601-1159	生活介護
	スパイラル東海	0562-85-7745	就労継続支援 B 型
	多機能型事業所 ワンハート	0562-38-5181	生活介護
知多市	なごみ苑	0562-54-0777	生活介護
	知多市障がい者活動センター やまもも第 1	0562-55-4128	生活介護
			就労継続支援 B 型
	知多市障がい者活動センター やまもも第 2	0569-43-8741	生活介護
			就労継続支援 B 型
	Aseed	0562-57-0251	就労継続支援 B 型
阿久比町	パスピ・98	0569-48-9098	生活介護
			施設入所支援
	(株)ハーブライフケアハー ブデイサービスセンター	0569-49-2752	生活介護
	ひらめき 2%	0569-48-9902	生活介護
			就労継続支援 B 型
	ワークハウス ビバーチェ	0569-48-8455	就労継続支援 B 型
	(株)メビコラボ	0569-47-0940	就労移行支援

東浦町	ひかりのさとのぞみの家	0562-83-9938	生活介護
			施設入所支援
	ひかりのさとファーム	0562-84-4151	生活介護
			就労継続支援 B 型
	くすの樹	0562-82-4980	生活介護
			就労継続支援 B 型
	障がい者活動センター 愛光園	0562-83-9835	生活介護
	さくさく工房絆	0562-83-7563	生活介護
	サンライズ・ヒル	0562-83-4627	生活介護
	ひがしうらの家	0562-84-3400	生活介護
			施設入所支援
	ぽーらーべあ	0562-85-4550	就労継続支援 B 型
	まどか	0562-83-5344	生活介護
武豊町	ひるじろう	0569-72-0012	生活介護
			就労継続支援 B 型
	多賀授産所	0569-73-5821	生活介護
			就労継続支援 B 型
	WORK ON	0569-47-9720	生活介護
	旬菜耕房ほがらか ふゆめ はるか	0569-76-2727	生活介護
			就労継続支援 B 型
	スマイル	0569-84-4205	生活介護
南知多町	すいせんひろば	0569-65-1925	生活介護
	NEVERLAND & STORY	0569-89-8766	就労継続支援 B 型
美浜町	セルプ・アゼーリア	0569-82-2260	生活介護
	野間クラブ	0569-87-3677	生活介護
刈谷市	刈谷市つくし作業所	0566-36-2831	就労継続支援 B 型

	身体障害者デイサービスセンター たんぽぽ	0566-62-8557	生活介護
	ひかりワークス風鈴	0566-21-1133	生活介護
	就労支援センター くるくる	0566-70-7373	就労移行支援
	自立支援センター くるくる	0566-55-1589	就労継続支援 B 型
碧南市	ふれあい福祉園ガイア	0566-48-3980	生活介護
	ふれあいの杜まんなか	0566-93-3956	生活介護
	碧南ふれあい作業所	0566-46-2941	生活介護
	ふれあい工房アルゴ	0566-57-2438	就労移行支援
			就労継続支援 B 型
	サンたなお	0566-56-2202	就労継続支援 B 型
高浜市	授産所高浜安立	0566-53-8551	生活介護
			就労移行支援
			就労継続支援 B 型
	チャレンジサポート たかはま	0566-53-1713	生活介護
			就労継続支援 B 型
西尾市	生活介護事業所ぴかっと	0563-53-1212	生活介護
	障害者支援施設ピカリコ	0563-54-8887	生活介護
			施設入所支援
名古屋市	名古屋市 総合リハビリテーションセンター	052-835-3811	施設入所支援
			生活訓練
			機能訓練
			就労移行支援
	あたたかい心デイサービス	052-800-5235	生活介護
	とも	052-834-2800	生活介護
	合同会社 VEGA こだま	052-602-7072	就労継続支援 A 型
小牧市	チャレンジドホーム寿々小牧中央	0568-48-7780	入居施設

9 各市町の主な相談支援事業所一覧

市・町	相談支援事業所	所在地	電話番号
半田市	半田市障がい者相談支援センター	半田市雁宿町1丁目22-1 半田市福祉文化会館 (雁宿ホール内)	0569-21-5585
常滑市	とこなめ障がい者相談支援センター	常滑市神明町3丁目61番地 (アンサンブルしんめい内)	0569-43-0833
東海市	社会福祉法人さつき福祉会 東海市障害者相談支援センター	東海市荒尾町油田48番地の7	052-603-8551
知多市	知多市障がい者相談支援センター	知多市新知字永井2番地の1	0562-54-4800
大府市	大府市障がい者相談支援センター	大府市江端町六丁目13番地の1 (ふれ愛サポートセンター「スピカ」内)	0562-48-3011
東浦町	東浦町障がい者相談支援センター	知多郡東浦町緒川字寿久茂129番地	0562-38-5035
阿久比町	阿久比町障がい者相談支援センター	知多郡東浦町緒川字寿久茂129番地	0562-38-5537
武豊町 美浜町 南知多町	知多南部相談支援センター ゆめじろう	知多郡武豊町大字富貴字外面 85-2	0569-72-6464

【市町の福祉サービス事業所】

地域の福祉サービス等の施設・事業所の情報は、インターネットでいつでも気軽に入手することができます。福祉・保険・医療の総合情報サイト「WAMNET」から障害福祉サービス等情報検索で検索してください。

「URL <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>」

10 障害福祉サービス

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や考慮すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

・障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成 26 年 4 月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定）に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護（ケアホーム） （平成 26 年 4 月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する予定）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

（厚生労働省 HP より引用）

※網掛けの部分が、本校卒業生が利用する主なサービスです。

※網掛けの部分以外でも、「居宅介護」「短期入所（ショートステイ）」などは、在籍児童生徒の御家庭でよく利用されているサービスです。サービスは本人や御家庭が利用できる権利です。サービス利用の際は、相談支援事業所、担当の相談支援専門員、市町の福祉課などに相談してください。

II 障害年金

「障害年金」とは、公的な年金の一つで、病気や事故が原因で障害を負った方へ国から年金が給付される制度です。日常生活や仕事に支障がある人に対して支払われる生活補助金で、高等部卒業後に手続きを行います。手続きが容易でなく複数の書類作成が必要なため、在籍中に本校に講師を招いて説明会を実施しています（2月頃）。在学中から情報を集め、障害年金の申請の準備をしておきましょう。

「障害基礎年金」

20歳から60歳までの人は、すべて国民年金に加入しているので（たとえ保険料を払ってなくても）全ての人が障害基礎年金の対象です。障害等級は1級と2級の2段階に分かれていて、子どもに対する加給年金もあります。（20歳以降厚生年金に加入した場合には障害厚生年金、共済年金に加入した場合には障害共済年金も対象となる場合があります。）

1級	1,039,625 円（＋子の加算額）／年
2級	831,700 円（＋子の加算額）／年

（令和7年4月時点）

※2人まで、1人につき239,300円

※3人目以降、1人につき79,800円

「障害基礎年金をもらうための条件」

未成年の頃からの傷病などにより障害の状態になった場合は、障害基礎年金の対象になります。障害年金の受給は単に障害があることを証明するだけで認められるものではなく、その障害が行政の定める障害認定基準・障害認定要領の内容に適合していることを証明しなくてはなりません。

障害年金を受給するためには障害認定を得ることが必要であり、その認定を得るための最も重要な書類が「診断書」です。この診断書の記入の方法は障害認定にかかわってくる場合があるので、担当医とよく話し合い、症状に見合った適切な内容を記入してもらわなければなりません。

また、申請には、「病歴・就労状況等申立書」を作成して提出します。病歴・就労状況等申立書は、「生活のしづらさ」を中心に事実等を伝える書類です。診断書と矛盾のないように記入しなければなりません。

困ったときには、市町の国民年金課や相談支援事業所などで相談するようにしましょう。

手続きは居住する市町によって、異なっているようです。卒業後の手続きですが、心構えをしておくことが必要だと思います。



12 就労支援施設

① 愛知障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは、雇用している事業者の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービス提供を行っています。

■障害者に対して

- ・障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定
- ・障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施
- ・雇用対策上の重度知的障害者に該当するか否かの判定の実施

■事業主に対して

- ・障害者の受け入れや雇用継続、雇用管理に関する助言・援助や情報提供
- ・事業者向けの講習会の実施

■障害者・事業主に対して

- ・ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援事業
- ・精神障害者総合雇用支援

■地域の関係機関に対して

- ・専門的・技術的な助言・援助
- ・就業支援基礎研修
- ・地域職業リハビリテーション推進フォーラム

〈問合せ先〉

愛知障害者職業センター

〒460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5 階

TEL：052-218-2380 FAX052-218-2379

eメール：aichi-ctr@jeed.or.jp

開庁日時：8:45～17:00(土日祝、年末年始休暇を除く)

② 中央障害者雇用情報センター（事業所に対する雇用支援機関）

■事業主に対して

- ・就労支援機器の展示、貸出
- ・障害者雇用に関する相談・援助
- ・障害者雇用に関するビデオ、DVDの貸し出し

〈問合せ先〉

中央障害者雇用情報センター

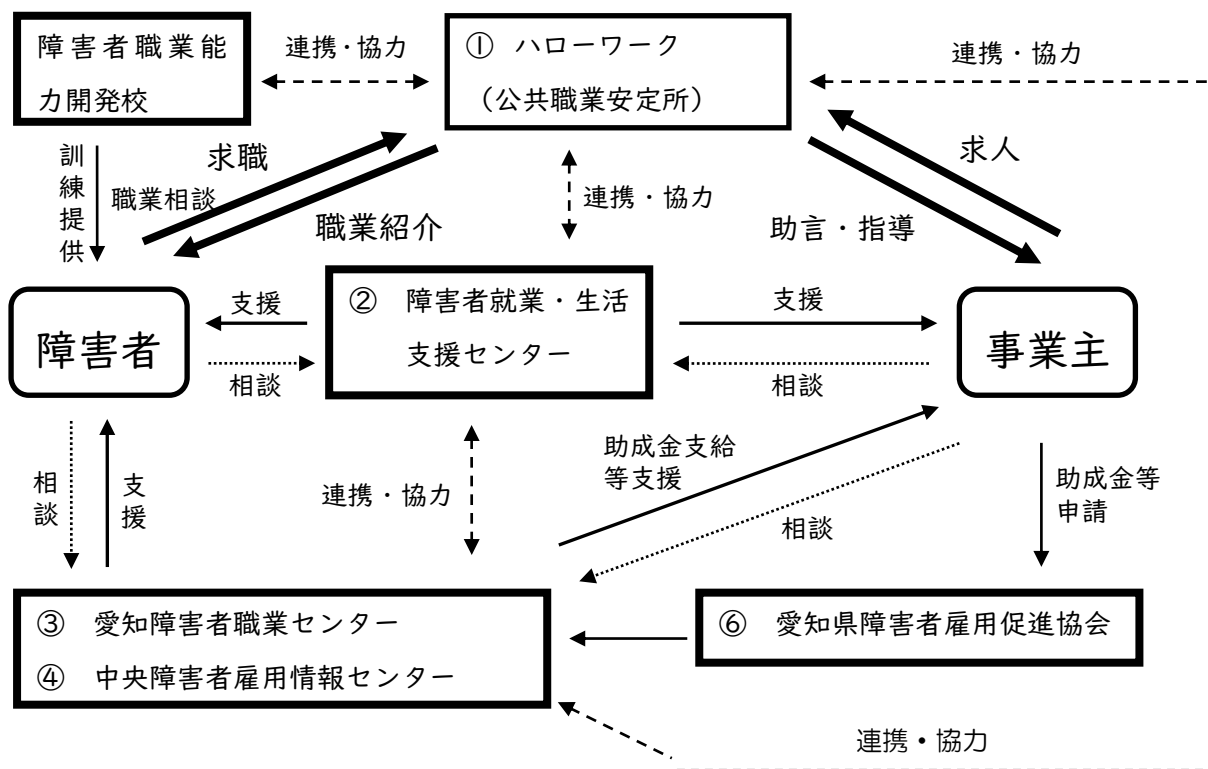
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5 階

TEL：03-5638-2792 FAX：03-5638-2282

13 就労に関する支援機関

障害者の職業自立を支援し、事業主に対して必要なサービスを提供する機関、施設には次のようなものがあります。卒業後の職業生活に不可欠なネットワークとなります。(特別支援学校在籍中は各機関との窓口は学校となります。)

<就労支援ネットワーク>



① ハローワーク (公共職業安定所)

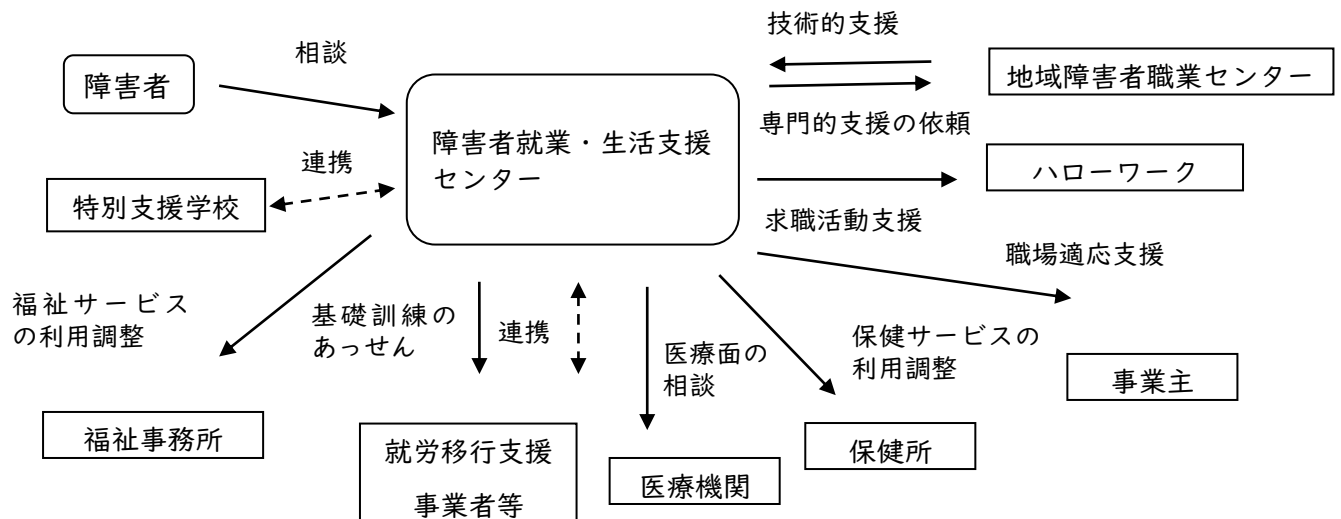
仕事に就きたい求職者と雇用したい事業所を仲介するなど、職業紹介を主な業務としています。障害者については、専門の窓口が設けられていて、専任の担当者が配置されています。障害者が適切な職業選択をし、就職後、職場へ円滑に対応できるような相談、援助を行います。また、職業センター、就業・生活支援センター、訓練校を利用する際の窓口にもなっています。本校の所轄ハローワークは半田公共職業安定所で、新卒者は学校を通して求職相談を行います。

② 障害者就業・生活支援センター

身近な地域で、雇用（職業準備訓練から就職・職場定着にいたるまで）、福祉保健、教育等のネットワークを形成し、障害者の就業面及び生活面で一体的な支援を行います。

<知多地域のセンター>

知多地域障害者就業・生活支援センター「といろわーく」（運営：半田市社会福祉協議会）半田市雁宿町 電話 0569-84-7500



14 就労に関する支援制度

① 職業相談・職業評価

<問い合わせ→愛知障害者職業センター>

就職・職場適応などについての職業相談を行います。また、必要に応じて各種作業や検査を実施し、得意なこと・苦手なことを把握するための職業評価を実施します。職業相談や職業評価を踏まえて、今後の就職や職場適応に向けた進め方について個別の支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

② 職業準備支援

<問い合わせ→愛知障害者職業センター>

就職に向けて、作業や講習などを受講するカリキュラムです。自分自身の得意・不得意や自分の特徴について確認し、特徴を踏まえた対処方法や自分に合った求職条件（職種、働く時間帯など）を考えたり、就職活動に必要な知識（履歴書の書き方など）を確認したりすることを目的とします。

③ 職場適応訓練

職場適応訓練は実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主に訓練費が支給されます。

④ ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

<問い合わせ→愛知障害者職業センター>

障害のある方を雇用している（しようとしている）企業にジョブコーチを派遣し、障害のある方が職場に適応できるように問題の解決に向けて支援を行います。

ジョブコーチによる支援は、ご本人、企業、関係機関いずれからの要請でも可能ですが、事前に作成する支援計画にご本人、事業所双方の同意が必要です。ジョブコーチによる支援は、雇用前、雇用時、雇用後のどの段階においても利用できます。

＊ジョブコーチ：地域障害者職業センターや社会福祉法人、NPO等の協力機関に所属

⑤ トライアル雇用事業

<問い合わせ→ハローワーク>

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介、事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものです。求職者の適正や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

⑥ 障害者雇用率制度

（令和7年4月現在）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害のある労働者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。一般の民間企業は「2.5%」、国、地方自治体は「2.8%」、都道府県等の教育委員会は「2.7%」となっております。従業員が40.0名以上の民間企業では、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなります。